

改正

平成13年3月28日門真市条例第4号
平成15年3月28日門真市条例第3号
平成17年12月22日門真市条例第31号
平成18年3月30日門真市条例第7号
平成18年4月28日門真市条例第18号
平成18年9月29日門真市条例第33号
平成19年3月29日門真市条例第4号
平成19年12月26日門真市条例第32号
平成20年6月26日門真市条例第10号
平成21年3月31日門真市条例第5号
平成23年12月27日門真市条例第26号
平成25年3月28日門真市条例第15号
平成25年9月30日門真市条例第31号
平成26年12月18日門真市条例第28号
平成27年3月24日門真市条例第8号
平成30年3月26日門真市条例第4号
平成30年12月21日門真市条例第27号
令和元年12月18日門真市条例第35号

門真市保健福祉センター条例

(設置)

第1条 市民の健康の保持増進及び福祉の向上に寄与するため、保健・福祉・医療サービスを総合的に提供するとともに、保健福祉活動の拠点として、門真市保健福祉センター（以下「センター」という。）を門真市御堂町14番1号に設置する。

(施設)

第2条 センターに次の施設を置く。

- (1) 総合相談窓口
- (2) ボランティアセンター

- (3) 健康チェックコーナー
- (4) ふれあいサロン
- (5) 育児サポートセンター
- (6) 障害者福祉センター
- (7) 保健センター
- (8) 機能訓練室
- (9) 視聴覚室
- (10) 会議室
- (11) 診療所
- (12) 障害者相談支援センター
- (13) 地域子育て支援センター

一部改正〔平成17年門真市条例31号・19年4号・20年10号・26年28号・30年4号・27号〕

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 市民の健康の保持増進に関する事。
- (2) 高齢者及び障害者の福祉の増進に関する事。
- (3) 保健及び福祉の自主的活動の促進に関する事。
- (4) 保健及び福祉の情報の提供に関する事。
- (5) 保健及び福祉の総合相談に関する事。
- (6) 保健及び福祉の人材育成に関する事。
- (7) 予防接種に関する事。
- (8) 診療に関する事。
- (9) その他市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に障害者福祉センターの管理を行わせることができる。

追加〔平成17年門真市条例31号〕、一部改正〔平成20年門真市条例10号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条の3 前条の規定により指定管理者に障害者福祉センターの管理を行わせる場合に当該指定

管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護及び同条第12項に規定する自立訓練を行う事業（以下「生活介護等事業」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業（以下「放課後等デイサービス事業」という。）に関する業務

(2) ミーティングルーム、録音室、情報製作コーナー、集会室、社会適応訓練室及び相談室（以下「ミーティングルーム等」という。）の貸出しに関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 施設の利用に係る料金の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

追加〔平成17年門真市条例31号〕、一部改正〔平成18年門真市条例7号・33号・20年10号・21年5号・23年26号・25年15号・31号・27年8号〕

（センターの開館時間）

第3条の4 センター（障害者福祉センター及び診療所を除く。次条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

追加〔平成17年門真市条例31号〕、一部改正〔平成20年門真市条例10号〕

（センターの休館日）

第3条の5 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

追加〔平成17年門真市条例31号〕、一部改正〔平成23年門真市条例26号〕

（障害者福祉センターの開館時間及び休館日）

第3条の6 障害者福祉センターの開館時間及び休館日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて障害者福祉センターの開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

区分		開館時間	休館日
障害者福祉センター	生活介護等事業に係る部分	午前9時から午後5時30分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 1月1日から同月3日までの日 ((1)に掲げる日を除く。)
	放課後等デイサービス事業に係る部分	午前9時から午後7時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 1月1日から同月3日までの日 ((1)に掲げる日を除く。)
	ミーティングルーム等	午前9時から午後9時まで	(1) 土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 ((1)及び(2)に掲げる日を除く。)

追加〔平成17年門真市条例31号〕、一部改正〔平成18年門真市条例33号・20年10号・21年5号・23年26号・25年31号〕

(診療所の診療日等)

第3条の7 診療所の診療日、診療時間及び受付時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、臨時に診療し、又は休診することができる。

診療科目	診療日	診療時間	受付時間
内科・小児科	(1) 日曜日 (2) 休日 (3) 12月30日から翌年の1月3日までの日 ((1)及び(2)に掲げる日を除く。)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで	午前10時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
	土曜日	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後8時30分まで
歯科	(1) 日曜日(12月30日か	午後1時から午後5時	午後1時から午後4時

	ら翌年の1月3日まで の日に当たる場合を除く。(2)において同じ。)	まで	まで
	(2) 休日		
	12月30日から翌年の1月3日までの日	午前10時から正午まで 及び午後1時から午後5時まで	午前10時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
障害者歯科	水曜日（休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日又は年末年始」という。）に当たる場合を除く。）	午後1時から午後3時30分まで	予約制（予約申込みの受付時間は、月曜日から金曜日まで（休日又は年末年始に当たる場合を除く。）の午前9時から正午までとする。）

追加〔平成17年門真市条例31号〕、一部改正〔平成20年門真市条例10号・23年26号・令和元年35号〕

(使用の基準)

第4条 センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、第1条の設置目的に従い、センターを適正に使用しなければならない。

(使用の制限)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備及び器具等を汚損若しくは破損又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を図ることを目的とするおそれがあると認めるとき。
- (4) センターの管理運営上支障があると認めるとき。

(専用使用の許可)

第6条 別表第1に掲げる施設を専用使用（以下「専用使用」という。）しようとするものは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(専用使用の許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用使用の許可をしない。

(1) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(2) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、センターを使用させることが適当でないと認めるとき。

(専用使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用使用の許可を受けたもの（以下「専用使用者」という。）に対し、専用使用の許可を取り消し、又は専用使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は専用使用の許可条件に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により専用使用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他緊急事態が発生したとき。

2 前項の規定による専用使用の許可の取消し等により専用使用者に損害が生じても、門真市はその責めを負わない。

(専用使用料)

第9条 専用使用する施設の使用料（以下「専用使用料」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 専用使用料は、専用使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長は特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(専用使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより、専用使用料を減額し、又は免除することができる。

(専用使用料の還付)

第11条 既納の専用使用料は還付しない。ただし、専用使用者の責めによらない理由により使用できなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 専用使用者は、許可を受けた目的外にセンターを使用し、又はその専用使用の権利を譲渡

し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の設置)

第13条 専用使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、専用使用者に対してセンターの管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。

(原状回復義務)

第14条 専用使用者は、センターの使用を終了したとき又は第8条の規定により専用使用の許可が取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 専用使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において執行し、その費用を専用使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第15条 使用者がセンターの建物、設備及び器具等を汚損若しくは破損又は滅失させたときは、当該使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(診療所の診療科目)

第16条 診療所の診療科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科
- (3) 歯科

一部改正〔平成25年門真市条例15号〕

(診療料金等)

第17条 診療所における診療料及び手数料（以下「診療料金」という。）は、次の各号に掲げる診療料金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 診療料 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め
の算定方法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の療
養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額。ただし、これらの点数表に
より算定できないものについては、実費を徴収する。

(2) 診断書、証明書等の文書料 1通につき2,000円の範囲内において市長が別に定める額

2 第9条第2項及び第10条の規定は、診療料金について準用する。この場合において、第9条第

2 項中「専用使用料」とあるのは「診療料金」と、「専用使用の許可」とあるのは「診療」と、第10条中「専用使用料」とあるのは「診療料金」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成18年門真市条例18号・19年32号・25年15号〕

(駐車場の使用料等)

第18条 センターの駐車場を使用する者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 第10条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、同条中「専用使用料」とあるのは「駐車場の使用料」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第19条 市長は、指定管理者に障害者福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、障害者福祉センターを利用する者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で定めるものとする。

(1) 生活介護等事業 次に掲げる額

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する特定費用（居住又は滞在に要する費用を除く。）として市長が別に定める額

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 放課後等デイサービス事業 次に掲げる額

ア 食事等の提供に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用として市長が別に定める額

イ 児童福祉法第21条の5の3第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

4 前項の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

全部改正〔平成17年門真市条例31号〕、一部改正〔平成18年門真市条例7号・33号・20年10号・21年5号・25年15号・31号〕

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年門真市条例31号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成12年5月門真市規則第28号で、同12年7月1日から施行。ただし、同条例第6条から第13条まで及び第21条の規定は、同年6月1日から施行)

(門真市立健康管理センター条例及び門真市立休日診療所条例の廃止)

- 2 門真市立健康管理センター条例(昭和50年門真市条例第22号)及び門真市立休日診療所条例(昭和50年門真市条例第23号)は、廃止する。

(附属機関に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関に関する条例(昭和33年条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成13年3月28日門真市条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月28日門真市条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月22日門真市条例第31号)

この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日門真市条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の門真市保健福祉センター条例第20条第3項第2号の規定は、この条例の施行の日以後の障害者福祉センターの利用について適用し、同日前の障害者福祉センターの利用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年4月28日門真市条例第18号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の門真市保健福祉センター条例第17条第1項第1号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年 9 月29日門真市条例第33号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月29日門真市条例第 4 号）

この条例は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年12月26日門真市条例第32号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 6 月26日門真市条例第10号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日門真市条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月27日門真市条例第26号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日門真市条例第15号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条及び第17条第 1 項の改正規定 公布の日

(2) 第 3 条の 3 第 1 号の改正規定（「同条第13項」を「同条第12項」に改める部分に限る。）

平成26年 4 月 1 日

附 則（平成25年 9 月30日門真市条例第31号）

この条例は、平成25年10月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 3 第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月18日門真市条例第28号）

この条例は、平成27年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月24日門真市条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月26日門真市条例第 4 号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月21日門真市条例第27号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成31年 3 月門真市規則第14号で、同31年 4 月 1 日から施行）

附 則（令和元年12月18日門真市条例第35号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第6条・第9条関係）

使用単位		午前	午後	全日
施設の種類		午前9時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午前9時30分から午後5時まで
ふれあいサロン (アトリウム)		円 1,400	円 1,800	円 3,200
視聴覚室		1,500	1,900	3,400
会議室	1	800	1,000	1,800
	2	800	1,000	1,800
	3	900	1,200	2,100

備考 本市の住民以外のものが専用使用する場合の専用使用料は、上記の専用使用料に5割を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2（第18条関係）

使用時間	使用料
30分まで	無料
30分を超えた場合30分ごと（30分に満たない時間はこれを30分とする。）	150円